

(案)

資料 1 - 2

区域計画の変更の認定申請書

令和 3 年 3 月 18 日

内閣総理大臣 殿

仙台市国家戦略特別区域会議

令和 2 年 12 月 21 日付けで認定を受けた区域計画について下記のとおり変更したいので、国家戦略特別区域法第 9 条第 1 項の規定及び同法附則第 3 条に規定する措置に基づき、認定を申請します。

1 変更事項

「其他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項」に、「外国人を含めた開業を促進するための「仙台市開業ワンストップセンター」の設置」を追加する。

2 変更事項の内容

別紙のとおり。

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画（案）

令和 3 年 3 月 18 日  
仙台市国家戦略特別区域会議

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(7) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「仙台市開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「仙台市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和3年度中に設置予定】

i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙台市

ii) 設置場所：起業支援センター 「アシ☆スタ」内

iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。

- ・施設長は、アシ☆スタ施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙台市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び仙台市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。
- ・申請サポート担当は、仙台市が配置し、法人設立等申請の手続支援等を行う。
- ・受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。

iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳等による多言語対応を実施する。

- ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
- ・受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整
- ・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

v) その他：ワンストップセンターには申請サポート担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。国家戦略特区の取組である雇用労働相談センター等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

## 新旧対照表

仙台市 国家戦略特別区域 区域計画

改正案	現行
<p>4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「仙台市開業ワンストップセンター」の設置</u></p> <p><u>内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「仙台市開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和3年度中に設置予定】</u></p> <p><u>i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び仙台市</u></p> <p><u>ii) 設置場所：起業支援センター「アシ☆スタ」内</u></p> <p><u>iii) 実施体制：施設長、申請サポート担当、受付スタッフを配置する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>施設長は、アシ☆スタ施設長と兼務し、本事業が「区域方針」及び「仙台市国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するよう、必要な連絡調整を各省庁及び仙台市と行う。また施設長は、その運営に関する責任を負う。</u></li> <li>・<u>申請サポート担当は、仙台市が配置し、法人設立等申請の手続支援等を行う。</u></li> <li>・<u>受付スタッフは、本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。</u></li> </ul> <p><u>iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。</u></p> <p><u>なお、企業の要望に応じ、通訳等による多言語対応を実施する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>申請サポート担当による申請書等の作成支援</u></li> <li>・<u>受付スタッフから各省庁の管轄する窓口への連絡調整</u></li> </ul>	<p>4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項</p> <p>(1)～(6) 略</p>

・セミナーの開催によるワンストップセンターの取組の広報 等

- v) その他：ワンストップセンターには申請サポート担当及び受付スタッフが常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前9時から午後5時までとする。
- 国家戦略特区の取組である雇用労働相談センター等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。